

□■受験対策ミニ講座 14号 2020□■（養成所ニュースプラス第20号）

師走の風は冷たくても、心は熱く燃やしていますか？この時期、身体を温める飲み物や食べ物を意識して摂り、本格的な寒さに備えましょう。

本号からしばらくは、「事例問題のタイプと解き方」についてお伝えします。事例問題は児童・障害・高齢のような直接支援につながる科目のほか、「地域福祉」「社会保障」のような科目や、今回とりあげる「保健医療サービス」などでも出題があります。現場経験・社会経験のある皆さんにとっては得点源なのですが、思わぬ落とし穴に気がつけて確実に得点していきましょう。

■Plus Quiz・・・

【問題14】事例を読んで、医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が行う退院支援に関する次の記述のうち、この段階における対応で、適切なものを2つ選びなさい。（32回76：保健医療サービス）

（事例）先天性代謝異常の疾患にり患しているMちゃん（生後8か月）は、呼吸器を装着し頻回の吸引が必要であり、バルーンカテーテル、経管栄養を使用している。出生以来、NICU（新生児集中治療室）に2か月、小児病棟に6ヶ月入院してきたが、主治医からの退院許可を受け、自宅での生活の準備を始めることになった。出生以来、Mちゃんの見舞いを欠かさずしてきた両親は、初めて自宅でMちゃんと一緒に生活することに喜びを感じていた。一方で病院から離れることに不安を感じ、これまで相談に乗っていた医療ソーシャルワーカーに不安を打ち明けた。

1. 医療的ケア児等コーディネーターとの連携を検討する。
2. 両親に特別障害者手当を申請するよう勧める。
3. 訪問看護ステーションと両親を交えたカンファレンスを実施する。
4. 両親に医療型障害児施設入所施設の空き状況を伝える。
5. これまでも同様の患者がいたことを伝え、心配する必要はないと両親を励ます。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column・・・

【誰による・誰に対する・どの段階での対応か】

事例問題にはいくつかのタイプがあります。出題数が多いのは個別的な対応の内容を問うものです。このタイプの問題では、「誰の誰に対する対応」が問われているのかをしっかりと押さえながら、読み解いていく必要があります。「福祉活動専門員の民生委員への対応」、「就労支援担当職員の本人への対応」等々、様々な設定があります。【32回76】では「医療ソーシャルワーカーの家族への対応」が問われていますね。

「どの段階」での働きかけかという点も重要です。初回面接とモニタリングの段階とでは、対応は違ってきます。事例では、8ヶ月間入院している子どもについて、両親は医療ソーシャルワーカーにこれまでも相談しているので、ラポールの形成から始まる初回面接や初期段階の対応ではないことが確認できます。

事例の核となる部分は、「クライアントの主訴」とも言われます。両親は「退院を喜びながらも、病院から離れることへの不安を打ち明けている」とあることから、「選択肢3：入所施設の空き状況を伝える」は、両親のニーズに即していないことがわかります。

「選択肢5：同様の患者がいたことを伝え励ます」はどうでしょう。一見、常識的対応のようでもあり、場合によっては当事者グループや「親の会」などの活動を紹介することも考えられます。しかし、両親が訴えている「病院を離れることへの不安」への対応となっているのでしょうか。「同様の患者が・・・」の表現は「バイスティックの七原則」の「個別化」に反しているという見方もできます。

選択肢5のようなことは、疾病を理解し受容を促す段階での情報提供としてはあり得るかもしれませんが、長い入院期間中に両親は既に何らかの情報を得ていることも考えられます。いずれにしてもこの段階では、適切な対応とはいえないと判断します。

このようにして丁寧に読み解いていくのですが、試験では時間が限られています。難解な専門用語があっても、事例の

核心をとらえることを優先して読み進んでください。二つくらいに絞れてきて「どちらかな…」と迷っていたら、設問が「二つ選べ、だった!」というようなことのないように、冷静に、落ち着いてとりにくみましょう。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答えと解説】

医療ソーシャルワーカーの活動については、厚労省が出している「医療ソーシャルワーカーの業務指針」を知ることが必須です。テキストに歴史的経過を含めて、詳しく説明されているので、必ず一読してください。

1. ○ 「業務指針」は、地域における在宅ケアサービスの調整援助を掲げています。
2. × 特別障害者手当の対象要件のひとつは、在宅の20歳以上の人となっています。
3. ○ 「業務指針」は、在宅医療に関わる社会資源との連携について述べています。
4. × 現在の両親の主訴からは、かけ離れています。
5. × 現段階で必要か否か、また「個別化」せずに一般化していないか否か、検討の余地があります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus